

**「2006年
県産品奨励月間」
のお知らせ**

**「上等サー、
うれしいサー、
言われてニッコリ県産品」**

7月は、県産品奨励月間です。

県産品の使用奨励と需要の創出による景気の維持、拡大を図り、経済の活性化を促進するため、産業界・消費者・行政等全県民一体となって、県産品使用奨励運動を展開しています。

今年度も、県産品奨励月間の一環として「地元産品優先使用要請活動」を、県下41商工会一斉に実施してまいります。

この運動は、地元産品及び地元企業の優先使用は、地区内企業の育成強化と、雇用拡大を促進して地域経済の活性化を推進することを図ると共に地元産品の愛用の浸透はもとより、地元外商品についても県産品奨励を促進し、沖縄県全体の産業振興に寄与することを目的としています。

内 容：県産品奨励月間における一事業と位置付け、商工会役職員による行政等
(市町村、議会、学校、ホテル、病院等大口消費機関) に対して地元産品優先使用の要請活動を行なう。
実施主体：41市町村商工会
協 力：沖縄県商工会連合会

事業主のみなさまへ

厚生労働省
都道府県

平成18年毎月勤労統計調査特別調査への 協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

お忙しい中、貴重なお時間を頂きありがとうございます。

このたび、この地域が毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として指定されました。8月～9月にかけて、毎月勤労統計調査特別調査を行わせていただきます。毎月勤労統計調査は、勤労者に支払われた賃金や、労働時間などの変動状況を調べ、各種施策の基礎資料とするものです。

統計調査員がお伺いして、はじめに事業所の名称、常用労働者数の把握など準備のための調査をさせていただきます。是非ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、統計を作るために行うものであり、税金の算定や、労働基準法、その他の法律に基づく取締りなどに用いることは、絶対にありません。

統計調査員は、知事が任命した公務員であり、調べたことがらについては、他にもらすことは、統計法で固く禁じられております。安心して統計調査員の質問にありのままお答えくださいますようお願いいたします。